

京都市告示第 217 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年9月4日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西七条経17号 線	下京区七条御所ノ内西町14番地地先内	旧	メートル 2.60	メートル 3.10
		新	16.70	2.60 ~ 4.60
	下京区七条御所ノ内西町15番地の7地 先内	旧	2.60	3.75
		新	17.90	2.60 ~ 3.21

(建設局土木管理部道路明示課)